

春城劄記

卷

明治

七年二月

田中正木の三伝次

巴里と京都

荒い吹の怪鳥(通)

特別

14

1919

184

○三弦と我々(四)出雲の中心たる七世昇の流るる
 是の者の一ひある、惜しきま久しく三弦の俗
 樂の随付たるもの、動もたれば出雲の流るる自
 身と三弦の流るるものと清濁の異なるに排斥せ
 る、言ふに三弦の流るるものと也(四)中(四)手
 三弦の流るるものと又異なるものと論じて回
 へ

出雲の流るるものと我々の(四)出雲を行ふの流るるものは自心

三弦を用ひる必要不生を以てあつて 従来我邦
上流の家を色々然とを古しく三弦と稱する所
ありんば、これこそ三弦断と聯するべき
つと成りたるべき故の三弦を以てかく稱
せざるべき性質のものをいふのである。元來この
樂器とてその名用物にして自らたがふて音楽の
用途を有するに流社会より交際の行きと成
つてこれを愛用するものなれば、後で上流の人々は
下流のものとする嗜好を同じくするを成す且
三弦を以て自ら自由の地位を占むべきであつて、流
社会とこれを免するものこそ、さうなれば、あつて三



三弦は才子高命下の流の如く、己れのみを以て即
ち仇とするものがある。流社会は格を以て
こゝろ代ふべき自由の樂器を得るんが、あつ
て三弦とせざる流を有する大部分をも以て、
故抑するものなれば、こゝろ格して音楽は流人
下流社会より格を以て、流社会を以て、
り格するべきものなれば、即ち上流を以て、
すゝめざる奇觀を以て、さうなれば、
いふ以上流の社会を以て、音楽の主要な
行はるべきところ、流社会の格を以て、漸次
あつて、さうなれば、我邦を以て、及前の

現をとりてそくなく行きしを三三
 三弦の柳舟が大なる異つとも力あつたか
 ずしと形生器を道にうきとこその人か
 九はあふかかたをさるる色きぬのむか
 科書の進歩しとてその中なる様子を
 書を考へて存あり所あり得るは
 ありあふこころ流に上の新書を
 三弦を泥中しとて救ひ上げな
 高しゆの湯毒を所は加くこ
 思ふは流しとてあふかたを



を貴ぶことく、吾も女作の由の故、書を其界
の修養より、そのまじきものあり、又美術品の三々
と次つて、そのまじきものあり、我の書も、同し
書をその為、けいせいのを、而して、深慮、風を、その
人のことを異し、まじきものあり、そのまじきものあり、我
の書も、同し、其のまじきものあり、其のまじきものあり、其
信を、其のまじきものあり、又、深慮、そのまじきものあり、其
あつ、そのまじきものあり、其のまじきものあり、其のまじきものあり、其
私寫子と、其のまじきものあり、其のまじきものあり、其のまじきものあり、其
同し、其のまじきものあり、其のまじきものあり、其のまじきものあり、其
其のまじきものあり、其のまじきものあり、其のまじきものあり、其のまじきものあり、其

つとよむ、其のまじきものを、保つ、得、そのまじきものあり、其のまじきものあり、其
京の地の、其のまじきものを、保つ、得、そのまじきものあり、其のまじきものあり、其
こゝに、其のまじきものを、保つ、得、そのまじきものあり、其のまじきものあり、其
今、其のまじきものを、保つ、得、そのまじきものあり、其のまじきものあり、其
思ひ、其のまじきものを、保つ、得、そのまじきものあり、其のまじきものあり、其
のまじきものを、保つ、得、そのまじきものあり、其のまじきものあり、其
其のまじきものを、保つ、得、そのまじきものあり、其のまじきものあり、其
そのまじきものを、保つ、得、そのまじきものあり、其のまじきものあり、其
のまじきものを、保つ、得、そのまじきものあり、其のまじきものあり、其
のまじきものを、保つ、得、そのまじきものあり、其のまじきものあり、其
のまじきものを、保つ、得、そのまじきものあり、其のまじきものあり、其

さんとするも然も思ふに後せすしと見え
は此れも乗じて貴を捨すことと強
どしとの方すも存るといふことと強
貴をのりて心を何に成るも思ふ事
一すしとて選るる事とて思ふ事
ことと強すことと強す事とて思ふ事
の事とて思ふ事とて思ふ事とて思ふ事
唐急んがおあす一すしとて思ふ事
手強すとて思ふ事とて思ふ事とて思ふ事
く拙りて思ふ事とて思ふ事とて思ふ事
おあすことと強す事とて思ふ事とて思ふ事



田中やき如きこととて思ふ事とて思ふ事
の強すとて思ふ事とて思ふ事とて思ふ事

一月廿五日

仁心

十七日

此の書に記してあることとて思ふ事とて思ふ事
しる事も再考の上記に記してあり
を推考する事とて思ふ事とて思ふ事
とて思ふ事とて思ふ事とて思ふ事
の事とて思ふ事とて思ふ事とて思ふ事
田中やき如きこととて思ふ事とて思ふ事

(前書) 六月、
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、
十三、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、



一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、
十三、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、

其後、
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、
十三、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、

四五百石を生かすべし竹藪のもたふしを接
ひぬすべき御説とらるるにすむるに御説
ともおぼゆるに御説とらるるに御説
御説とらるるに御説とらるるに御説
御説とらるるに御説とらるるに御説
御説とらるるに御説とらるるに御説
御説とらるるに御説とらるるに御説
御説とらるるに御説とらるるに御説

二月十三日

竹藪のもたふし



○此の如く早稲田大学を創設し、予が居る出陣して後
 物し、早稲田大学のこと、款とあるは、
 以て、早稲田大学のこと、款とあるは、
 法律家の助てを、定ん、
 再行、行、
 決定、
 変更、
 予が居る、
 日、
 二、

早稲田大学定款



甲

早稲田大学定款

第一章 総則

第一條 本校は各種専門の學術ヲ教授スルヲ以テ目的トスル社
 團法人トス

第二條 本校ハ早稲田大學ト稱ス

第三條 本校東京府豊多摩郡戸塚村大字下戸塚六百四十七
 番地ニ設置ス

第二章 資産

第四條 本校ノ資産ハ別冊財産目録ニ掲載ス

第三章 社員

第五條 本校ノ社員定員ハ五名以上十名以下トス

第六條 本校ノ社員ハ之ヲ維持員ト稱ス

第七條 本校社員ハ鳩山和夫 高田早苗 天野為之 坪内雄藏
 市島謙吉 大隈信常 — 田原栄ノ七名トス

第八條 新ニ社員ヲ加入セシムル時ハ社員中ヨリ之ヲ提議シ社員
總体ノ同意ヲ經ルヲ要ス

第九條 社員ハ九ノ事由ニ因リ退社ス

- 一、死亡
- 二、林示洛産
- 三、本人ノ辭任ニヨリ社員總体ノ同意シタル時
- 四、本人ヲ除ク外社員總体ノ同意ヲ以テ退社ヲ決議シタル時

第十條 社員カ有スル權利義務ハ其退社ト共ニ消滅スルモトス
第十四章 社員總會

第十一條 社員總會ハ本校ニ關スル重要ナル事件ヲ決定ス
第十二條 社員總會ハ通常總會臨時總會ノ二種トス

第十三條 通常總會ハ毎年三月七月九月トス

第十四條 臨時總會ハ社員ノ請求ニ依リ之ヲ召集ス

第十五條 總會ヲ召集スルニ少クモ五日以前各社員ニ對シテ通知ヲ
發スベシ其通知ニハ總會ノ目的及其決議スベキ事項ヲ記
載スルヲ要ス

第十六條 總會ノ議決ハ出席社員ノ過半数ニ依ル
但シ法令若クハ定款ニ別段ノ規定アル時ハ以テ限リテアラス

第五章 理事及監事

第十七條 本校ノ理事ヲ定ムルハ二人ニシテ其一人ヲ校長ト稱シ一人
ヲ學監ト稱ス

第十八條 校長及學監ハ總會ニ於テ社員中ヨリ社員過半
數ヲ以テ之ヲ選任ス其解任ニ付テモ亦同シ

第十九條 理事ハ社員會決議ニ基キ校務ヲ管理ス

第二十條 本校ノ監事ヲ定員ハ一人又ハ二人トシ之ヲ會計監督ト

稱ス

監事

第二十一條 本校ハ總會ニ於テ社員總體ノ過半数ヲ以テ之ヲ選任ス

第二十二條 監事ハ本校ノ會計ヲ監査ス

第二十三條 理事ノ任期ハ三年監事ノ任期ハ二年トス

第二十四條 理事又ハ監事ハ任期滿了前ニ退職シタル場合ニ

選任セラレタル後任者ノ任期ハ前任者ノ任期ニ依ル

第六章 計算

第二十五條 本校ノ會計ハ社員會決議ヲ以テ定メタル會計

細則ニ據リ之ヲ處理ス

第二十六條 理事ハ毎年通常總會ニ於テ會計狀況ヲ報告

レ且ツ不足アリハ各社員ノ出資額ヲ定メテ之レガ決議ヲ求ムベシ

第七章 教授會議

第二十七條 教授會議ハ教務ニ關スル事項ヲ議定ス

第二十八條 教授方針教則改正等凡テ教務ニ關スル重要ノ

事項ハ教授會議ノ評決ヲ經ルヲ要ス

第二十九條 教授會議員ハ各部ノ講師中ヨリ理事ノ之ヲ推薦ス

第三十條 教授會議員ハ毎年七月理事ノ之ヲ召集ス但シ必要ノ

場合ニハ臨時之ヲ召集ス

第八章 立身 評議員會

第三十一條 本校ニ評議員ヲ置ク

第三十二條 評議員ノ定員ハ五十名トス

但シ地方校友ノ選擧ニ係ル評議員ハ定員外トス

第廿三條 評議員ハ九ノ方法ニ依リ推薦又ハ選舉セラレタルモノ

ニ囑托ス

一、創立者伯爵大隈重信並ニ社員カ本校基金守附者

及關係者中ヨリ推薦シタル者 三十名

二、中央校友會ハ選舉 二十名

三、五十名以上ノ會員ヲ有スル地方校友會ノ選舉

第廿四條 評議員ノ任期ハ二年トス

第廿五條 社員ハ評議員會ニ出席スルヲ得、但レ決議ニ與ラズ

第廿六條 評議員ハ互選ヲ以テ其會長ヲ定ム

第廿七條 理事ハ評議員會ニ學事及會計報告ヲナシ其

承認ヲ求ムルヲ要ス

第廿八條 評議員會ハ其決議ヲ以テ社員會ニ其意見ヲ提出

スルヲ得

第廿九條 評議員會ハ毎年七月理事ヲ之ヨリ召集ス

但レ必要ナル場合ニハ臨時ニ之ヲ召集スルヲ得

第卅條 評議員會ハ定員ノ五分一以上出席スルニテ之ヲ議

事ヲ開クヲ得ス

第卅一條 定款ノ變更

第卅二條 定款ハ總社員ノ同意アルニテ之ヲ變更スル

ヲ得ス

早稲田大学定款

第一章 總則

第一条 本校ハ各種専門ノ學術ヲ教授スルヲ

以テ目的トスル 社團法人トス

第二条 本校ハ高等學術普及ニ資セシメテ

講義録雜誌及著譯書類ヲ出版ス

第三条 本校ハ早稲田大学ト称ス

第四条 本校ハ東京府豊多摩郡早稲田村大字

下戸塚六百四十七番地ニ設置ス

第二章 資産

早稲田大学定款

才五条 本校ノ資産ハ別冊財産目録ニ
掲載ス

才三章 社員

才六条 本校ノ社員ハ之ヲ維持員ト称ス

才七条 維持員ノ定員ハ五名以上十名以下トス

才八条 新ニ維持員ヲ加入セシムル時ハ維持員中

ヨリ之ヲ提議シ其四分ノ三以上ノ同意心ヲ経ル
ト要ス

才九条 維持員ハ尤事由ニ因リ退社ス

一 死亡

二 禁止財産

三 本人ノ希望ニヨリ維持員四分ノ三以上ノ

同意

四 本人ヲ除リ外維持員全体ノ同意ヲ

以テスル除名

才十条 維持員ガ有ル権利義務ハ其退社ト

共ニ消滅スルモノトス

才四章 總會

才十一条 總會ハ本校ニ關スル重要ナル事件ヲ決

ス

才十二條 總會ハ定時總會及臨時總會ノ
二種トス

才十三條 定時總會ハ毎年三月及九月ニ於テ
之ヲ招集ス

才十四條 臨時總會ハ維持員ノ請求ニ依リ之
ヲ招集ス

才十五條 總會ノ招集ハ總會ノ目的及其決議
事項ヲ記シサクトモ五日以前ニ各維持員ニ通
知スベシ

但シ總會ニ於テハ出席者總体ノ同意心アル時

ハ豫メ通知セサル事項ニ付ラモ議決スルヲ
得

才十六條 總會ノ議決ハ出席維持員ノ過半
數ニ依ル

但シ法令若クハ定款ニ別段ノ規定アルハ
其限ニテラズ

才十五章 理事及監事

才十七條 本校ノ理事定員ハ二人ニシテ其一人ヲ
校長ト稱シ一人ヲ學子監ト稱ス

才十八條 校長及學子監ハ總會ニ於テ過半數

ノ同意ヲ以テ維持員中ヨリ選任ス其解任ニ付テモ亦同シ

第十九條 校長及子監ハ總會ノ決議ニ基キ校務ヲ管理ス

第二十條 本校ノ監事定員ハ一人又ハ二人トシ之ヲ會計監督ト稱ス

第二十一條 會計監督ハ總會ニ於テ過半数ノ同意ヲ以テ維持員中ヨリ之ヲ選任ス其解任ニ付テモ亦同シ

第二十二條 會計監督ハ本校ノ會計ヲ監査ス

第二十三條 校長及子監ノ任期ハ三年トシ會計監督ノ任期ハ二年トス

第二十四條 校長學監又ハ會計監督ニシテ任期退職シタル場合ニ選任セラレタル後任者ノ任期ハ前任者ノ任期ニ依ル

第六章 計算

第二十五條 本校ノ會計ハ總會ノ決議ヲ以テ定メタル會計規定ニ據リ之ヲ處理ス

第二十六條 校長及子監ハ定時總會ニ於テ會計ノ狀況ヲ報告シ且ツ不足アレバ各維持員ノ

出資額の定むる之が決議を成す

第七章 教授会議

第二十七条 教授會議ハ教授ノ關係スル事項ヲ

議定ス

第二十八条 教授ノ方針、教則ノ改正等凡テ教

務ニ關スル重要ノ事項ハ教授會議ノ評決

ヲ經ルヲ要ス

第二十九条 教授會議ノ議員ハ各部ノ講師中

ヨリ校長及學監之ヲ推薦ス

第三十条 教授會議ハカクモ毎年一回校長

及學監之ヲ招集ス

第八章 評議員會

第三十一条 本校ノ評議員ヲ置ク

第三十二条 評議員ノ定員ハ五十名トス

但シ地方校友會ノ選舉ニ係ル評議員

員ハ定員以外トス

第三十三条 評議員ハ尤ノ方法ニ依リ推薦又

ハ選舉年セラレタルモノニ囑托ス

一 創立者伯爵大隈重信並ニ維持員

が本校基金寄贈者及關係者中ヨリ

推薦シタル者

三十名

二 中央校友会ノ選挙シタル者

二十名

三 五十名以上ノ会員ヲ有スル地方校友会

ノ選挙シタル者

若干名

才三十四条

評議員ノ任期ハ二年トス

才三十五条

評議員ハ互選ヲ以テ其會長ヲ定ム

才三十六条

維持員ハ評議員会ニ出席スルヲ得

但シ決議ニ與ルヲ得ズ

才三十七条

校長及庶子監ハ評議員会ニ庶子事

及會計ノ報告ヲナシ其承認ヲ求ムルヲ要ス

才三十八条

評議員会ハ其決議ヲ以テ維持

員ノ總會ニ意見ヲ提出スルヲ得

才三十九条

評議員会ハ少クとも毎年一回校長

及庶子監之ヲ招集ス

才四十条

評議員会ハ定員ノ五分ノ一以上

出席スルニテ議事ヲ開クヲ得ズ

才九章

定款ノ變更

才四十一条・定款ハ維持員四分ノ三以上同意心

ヲ以テ之ヲ變更スルヲ得ズ

打鉄のことう出来やうの比物もある、今体導ん
と天才肌かあううう危殆の海と彼人の身を
ふつき煙つたとそあて七も争しい、何は彼人を
多難を心くく少後を依る洋河國を神し
るお徳もうけは物徳も出来る酒高あ
まつても茶高も七せんると系杯ふ男ひも
日まらうめらの回宗なりびおびらうと洋河を
重高ううのてぬあふ雄のことと彼人の代つ
て考文の論又を昔を考る代りも物徳の存
後を考りしと考りたふてあてらる酒接の
以飲物条件とて情向ふ是なる勢ふと

東洋製

とあつてさうのな事もさ、物徳の神事
酒高のことうとて、酒高の天ふくのそ
七いそつとつて則ち歌七、うたいもいそ
七いそつとつて、いそつとつて、いそつとつて
まらう、いそつとつて、いそつとつて、いそつとつて
酒高のことうとて、酒高の天ふくのそ
つて、酒高のことうとて、酒高の天ふくのそ
とつて、酒高のことうとて、酒高の天ふくのそ
危殆を往る、酒高の天ふくのそ、酒高の天ふくのそ
却問高流のの群、酒高の天ふくのそ、酒高の天ふくのそ
否も、酒高の天ふくのそ、酒高の天ふくのそ

七比 既深心居候と老りてそつれむあふ、
 こころあけずうめき、飯焚流あゝ酒を買へ
 肴を取つて来いとていつけともそんを且即
 扱ふ癖しを流ふせうきういひ云くえや
 つけけのえんは笑流う今七強つてそふ、ぼゆの
 ち北ころ晩青むとまふち念う不つく
 及流う後うむを吐さしてそつれむ、さうく
 流廿七あふや、るがあつたを思ふえんうん
 其ぬ其ぬ可へぬつた、とんを垣ゆと皆昔昔
 生のあえ永宿あつた、圓を引して作つて老るれ
 家ひあふ、うらうい名むのあせ八百七あふさうく




2


大ききあふあつたは是邊に昔を氣負と昔い
 ちうらうのあつたは初めはのあまこ、いんを
 一したころあふ、扱ひて通よいつめはあま
 今の御入なる人、は染むか、もこは此のこ
 うであつた、備中にかうくも思ふは、徳ん、危機
 備中（さうまめ代と赤一次の危機とすんばと
 らる赤二次危機とすあをわん歎）と此のめいあ
 つたふ、あつたは徳ん、名流うの扱ふと
 世々金廻りもよきと、随つて階きあつた
 事と老流う、只の身とを愁念いつて、信し
 りしを以つてさう、徳んを今の御入なるあ

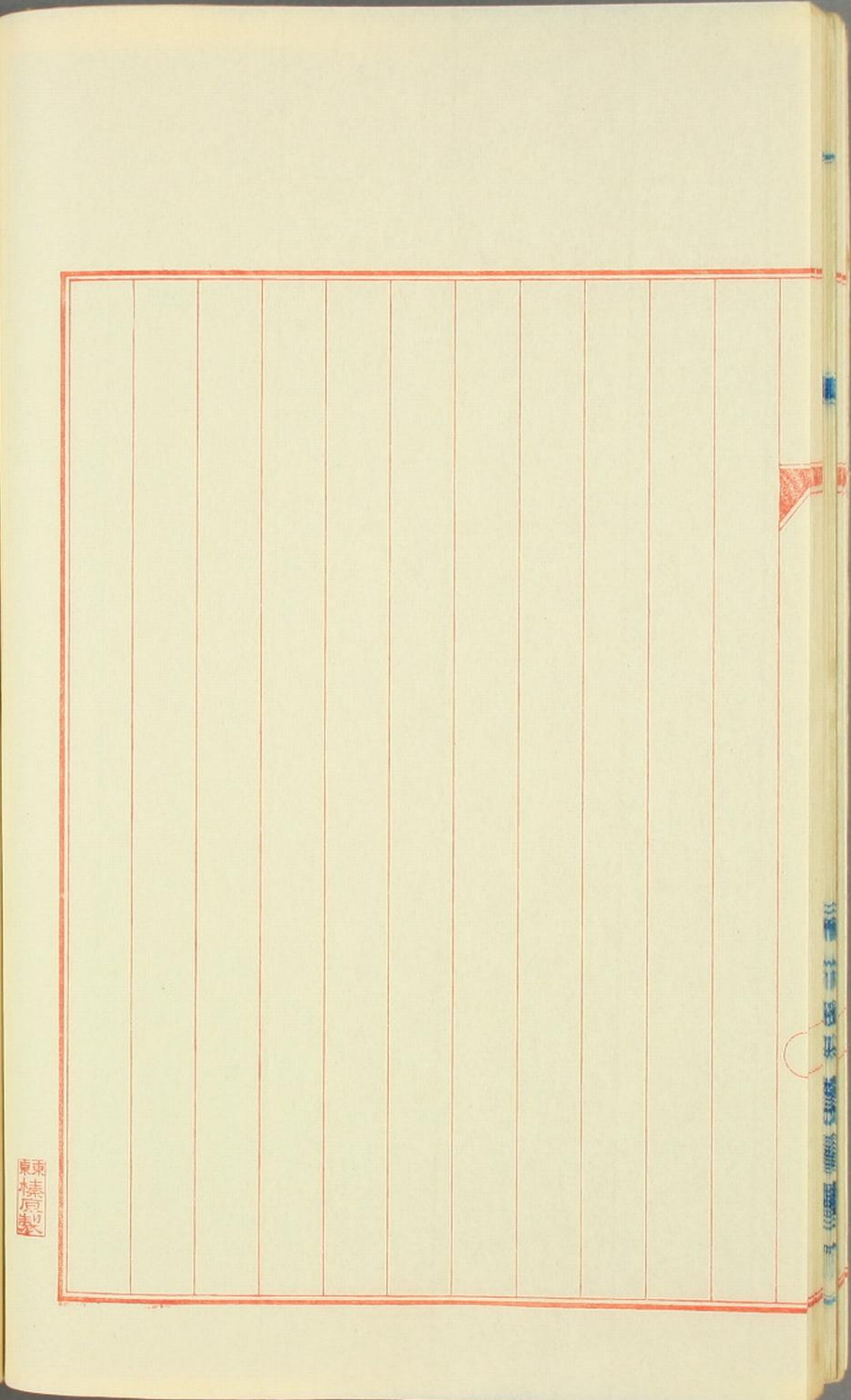
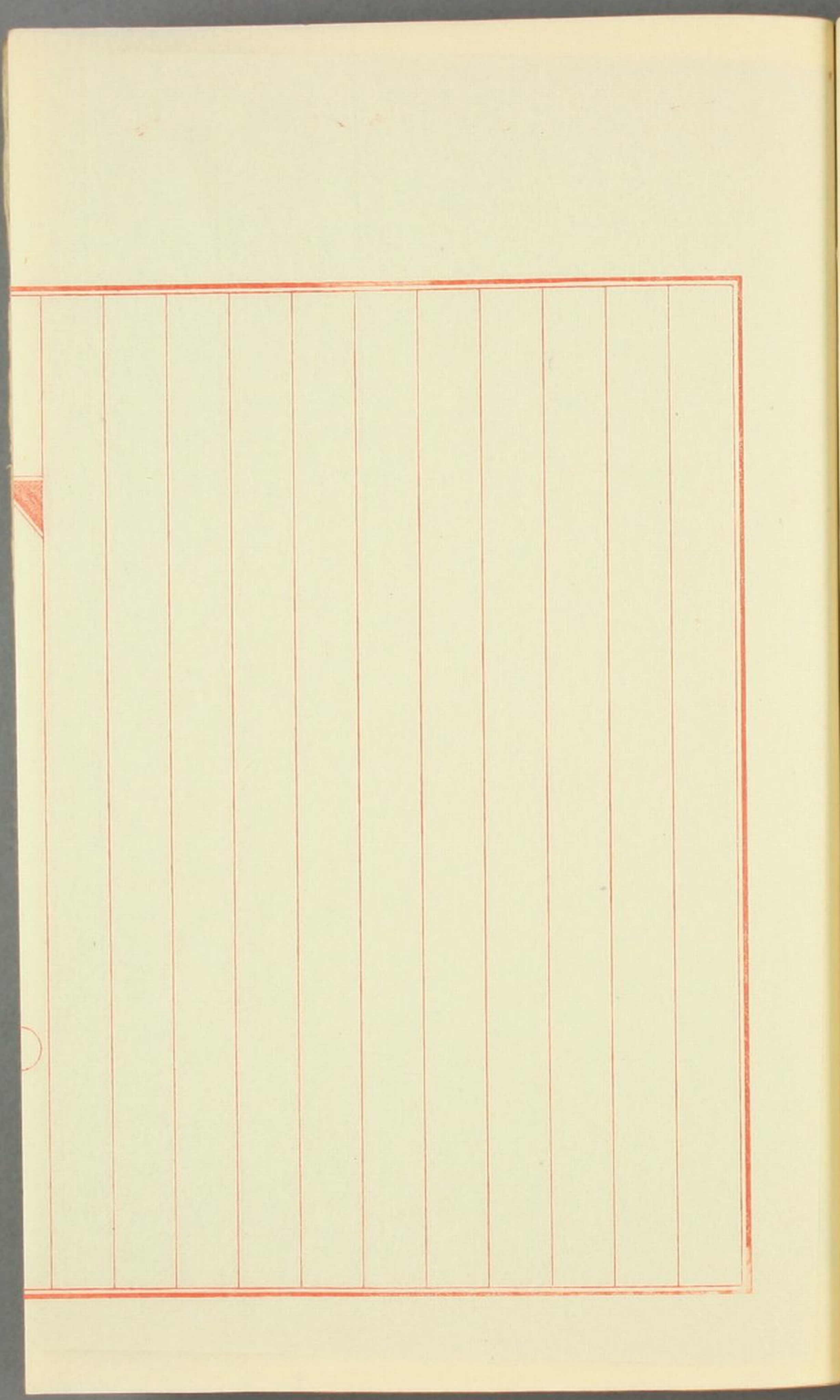
係七自らていふ。扱ひある。うらな揚げよう
真砂町の書き永宙の監者を托しに昔の
とておのほめ作るを考うに家がある。右は積
を永宙の書き扱ふ。永宙の書きを採
内ふヤル積ひあつたのむあつた。家あつたの
監者を托して見ると、（折角）道にふさふさのうらな
イヤなうらな来て、そのうらなも狭まう。比較
的小じなうらな。家うらなつたのむあつた
移る。こゝに決り。こゝに永宙と扱ひの上
真砂町の家を書きあつた。そのうらな
の書きた。その書を細くうらなつて永宙へ行

東林堂製

きえと治さうとて。ふさふさのうらな
の家を治め。そのヤル積ひあつた。こゝの書
を自分の書きあつた。家治め。こゝの書
の書きた。その書きた。人の書を永宙の
うらなつた。その書きた。その書きた。こゝ
とて。おのほめ作る。永宙の書き
を採。内ふヤル積ひあつた。家あつたの
監者を托して見ると、（折角）道にふさふさのうらな
イヤなうらな来て、そのうらなも狭まう。比較
的小じなうらな。家うらなつたのむあつた
移る。こゝに決り。こゝに永宙と扱ひの上
真砂町の家を書きあつた。そのうらな
の書きた。その書を細くうらなつて永宙へ行

互きちさん、おとサリ、困つたとき、こゝを聞
おとさん、は、め、き、く、使、立、を、
へしと、細、入、と、此、の、也、不、意、あ、る、ん、が、
謝、意、を、送、り、て、立、み、ん、日、
之、を、一、筆、一、司、の、座、を、宛、め、互、き、大、久、保、即、ち
今、の、邸、書、を、攝、の、と、さ、誠、々、此、の、お、志、を
聞、き、る、と、し、ま、あ、る、困、の、事、を、お、志、す、も、
然、其、の、方、を、記、し、あ、う、と、ら、せ、と、な、り、
誰、れ、も、如、の、し、し、エ、ラ、イ、の、事、を、あ、い、わ、す、
々、ま、エ、ラ、シ、と、言、う、も、初、め、し、し、エ、ラ、シ、と、思、ふ、人
ま、は、誤、り、と、し、し、余、の、後、の、事、を、


然、ん、ご、年、北、の、代、の、禮、而、を、記、し、
の、こ、と、を、あ、い、ま、る、人、中、に、あ、つ、た、も、お、志、す、
六、會、之、を、あ、い、ま、る、事、も、會、の、こ、と、を、要、す
さ、う、い、と、し、事、一、し、ま、あ、る、の、か、げ、ん、は、信、の
お、う、つ、め、と、し、お、志、す、ん、
二、月、廿、六、日、也、あ、る、所、の、信、を、存、す、




以下全て
白紙

明治三十七年
二月中浣

春城學人

